

・令和5年度みよし市国民健康保険税の税率について

【国民健康保険の現状】

●国民健康保険税および保険給付費の推移

本市の国民健康保険（以下「国保」という。）の被保険者数は、雇用状況の改善や社会保険適用対象者が拡大されたことにより、国保から全国健康保険協会保険や組合管掌健康保険などに移行したこと、75歳となり後期高齢者医療制度に移行したことなどの影響で引き続き減少傾向にあります。また、これらの要因に伴い、国保税収入も減少傾向となっています。

一方で、国保の支出の多くを占める保険給付費は、医療の高度化や高額化、新型コロナウイルスの影響などにより、一人あたりの医療費が増加傾向にあります。

●国民健康保険の県単位化と標準保険税率

将来にわたる国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保を図るため、平成30年度から、これまでの市町村に加え、都道府県も国保制度を担うこと（県単位化）になりました。

県単位化に伴い、まず県は、市町村の被保険者数、医療費水準、所得水準等を元に市町村が県に支払う国保事業費納付金額を市町村ごとに決定します。次に市町村は、税を主な財源として、県に国保事業費納付金を支払い、その後、県は、市町村が必要な給付費を市町村に支払うことになりました。また、県は、市町村が国保事業を運営するために必要な税を確保するための、標準保険税率を毎年、市町村ごとに示し、それを参考にして、市町村は税率を定めることになりました。

本市の状況として、平成29年度から毎年愛知県が示している標準保険税率は、本市の保険税率よりも高く、本年11月に示された、令和5年度の標準保険税率（仮算定）は、現在の税率と比較してもかなり高いものとなっており、その要因としては、県内において6位と医療費指数が高いこと、また、所得水準においては県内2位と非常に高いことなどが挙げられます。

●愛知県国民健康保険運営方針

令和3年度からの、第2期愛知県国民健康保険運営方針では、「赤字市町村は、収納率の向上や医療費適正化等の取組を進め、新たな赤字が発生しないようにするとともに、赤字解消の目標年次を踏まえ計画的に保険税率を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努めるものとする。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解に努めた上で、赤字の解消・削減を進めていくものとする。」とされています。

●一般会計からの法定外繰入

国保事業は、法律に基づき国保税、県からの交付金、基金からの繰入金、市の一般会計からの法定繰入金等の法定の金額により事業を運営しています。しかし、これらの法定の金額でも不足する場合には、市の一般会計からの法定外繰入金で補てんをして事業を運営することとなります。

本市の令和3年度の決算では、約153,000千円、令和4年度の予算では、約192,000千円を法定外繰入金として市の一般会計から繰入れをしています。

なお、愛知県国民健康保険運営方針では、法定外繰入は、「計画的・段階的な解消に努めるものとする。」とし、法定外繰入れを無くすように促しています。

●保険税率の改正状況

本市の国保税の改正状況は、平成29年度分から、「所得割」、「均等割」、「資産割」、「平等割」の4方式から「資産割」を廃止した3方式に変更し、平成30年度分から、県単位化に伴い、県から標準保険税率が示され、みよし市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、急激に被保険者の負担増にならないよう、7年かけて標準保険税率に合わせられるように保険税率改正をすることとし、令和2年度まで実施し、令和3年度分については新型コロナウイルス感染症の影響等により税率改正せず据え置きとしました。

また、令和3年度のみよし市国民健康保険運営協議会答申を受け、令和4年度の標準保険税率が増加していることを加味し、7年間かけて令和6年度まで予定していた税率改正について、被保険者の急激な負担増を考慮し、2年間計画を先送りし、令和8年度までを目途に改正していくこととしました。

【保険税率見直しにおける留意点】

以上のことから、今後における国保税率の見直しについても、被保険者にとって急激な負担増とならないよう十分配慮するとともに、市の一般会計からの法定外繰入金額の削減についても計画的に進めていくことが必要となります。